

## 11 障害のため、選挙の投票所に行けません。

日本国民で18歳以上の方は、選挙権を有します。

投票日当日に障害のため選挙の投票所へ行けない方で施設に入所中の方については、施設によっては、不在者投票ができる場合があります。また、郵便等による不在者投票の制度もあります。

事業	内容	対象者																																																																				
郵便等による不在者投票等	<p><b>【郵便等による不在者投票制度】</b> 市区町村の選挙管理委員会に投票用紙など必要書類を請求し、交付された投票用紙に自宅等自分のいる場所において記載し、これを郵便等によって市区町村の選挙管理委員会に送付することで投票を行うことができます。 郵便等による不在者投票は、次のような障害のある方（○印に該当する方）または、要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">身体障害者手帳</td> <td>障害名</td> <td colspan="3">障害の程度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1級</td> <td>2級</td> <td>3級</td> </tr> <tr> <td>両下肢、体幹、移動機能の障害</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>免疫、肝臓の障害</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">戦傷病者手帳</td> <td>障害名</td> <td colspan="4">障害の程度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特別項症</td> <td>第1項症</td> <td>第2項症</td> <td>第3項症</td> </tr> <tr> <td>両下肢、体幹の障害</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>介護保険の被保険者証</td> <td>要介護状態区分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>要介護5</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>郵便等による不在者投票を行うには、あらかじめ市区町村の選挙管理委員会から郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。</li> <li>市区町村の選挙管理委員会に対する投票用紙など必要書類の請求は、選挙の期日前4日までに行う必要があります。</li> </ul> <p><b>【郵便等による不在者投票における代理記載制度】</b> 郵便等による不在者投票をすることができる方で、かつ、次のような障害のある自ら投票の記載をすることができない方（○印に該当する方）は、あらかじめ市区町村の選挙管理委員会に届け出た方（選挙権を有する方に限る）に投票に関する記載をさせることができます。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">身体障害者手帳</td> <td>障害名</td> <td>障害の程度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1級</td> </tr> <tr> <td>上肢、視覚の障害</td> <td>○</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">戦傷病者手帳</td> <td>障害名</td> <td colspan="3">障害の程度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特別項症</td> <td>第1項症</td> <td>第2項症</td> </tr> <tr> <td>上肢、視覚の障害</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>※なお、身体障害者手帳等における障害の程度が上記に該当しない場合であっても、都道府県知事等の証明により制度を活用できる場合があります。</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt; 市区町村役場（選挙管理委員会）</p>	身体障害者手帳	障害名	障害の程度				1級	2級	3級	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○		心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○		免疫、肝臓の障害	○	○	○	戦傷病者手帳	障害名	障害の程度					特別項症	第1項症	第2項症	第3項症	両下肢、体幹の障害	○	○	○			心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○	介護保険の被保険者証	要介護状態区分		要介護5	身体障害者手帳	障害名	障害の程度		1級	上肢、視覚の障害	○	戦傷病者手帳	障害名	障害の程度				特別項症	第1項症	第2項症	上肢、視覚の障害	○	○	○	<p>○身体障害者 ○戦傷病者 ○要介護者</p>
	身体障害者手帳		障害名	障害の程度																																																																		
				1級	2級	3級																																																																
			両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○																																																																	
		心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○																																																																	
		免疫、肝臓の障害	○	○	○																																																																	
	戦傷病者手帳	障害名	障害の程度																																																																			
			特別項症	第1項症	第2項症	第3項症																																																																
		両下肢、体幹の障害	○	○	○																																																																	
		心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○																																																																
介護保険の被保険者証	要介護状態区分																																																																					
	要介護5																																																																					
身体障害者手帳	障害名	障害の程度																																																																				
		1級																																																																				
	上肢、視覚の障害	○																																																																				
戦傷病者手帳	障害名	障害の程度																																																																				
		特別項症	第1項症	第2項症																																																																		
	上肢、視覚の障害	○	○	○																																																																		